

不正な事業費の受給防止に係る誓約事項

当社は、事業費の受給にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、東広島市（以下「市」という。）の求めに応じ、適切なLPガス料金の値引きの実施及びその証憑等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な事業費の受給に該当する可能性があるとして市が判断する場合は、その調査が完了するまで当該事業費の金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な事業費の受給が発生しないよう、市の求めに応じ、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。
- (5) 当社は、不正が判明した場合には、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることについて、同意します。
- (6) 当社は、市、警察、税務機関などの行政機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 事業費相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、事業費による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上